

様式第 4 号（第 11 項関係）

審議会等の名称	平成 29 年度第 3 回青少年問題協議会 (青少年団体活動育成部会)
開催日時	平成 30 年 3 月 1 日 (月) 午後 2 時 00 分～3 時 30 分
開催場所	勤労福祉センター 大ホール
出席委員の氏名又は人数	勝岡昭太郎委員、古家幹也委員(部会長) 門上重彦委員、吉川浩史委員、中根良介幹事、
欠席委員の氏名又は人数	河原淳専門委員、岩本幸久専門委員、川岸和輝専門委員
出席職員の職・氏名又は人数	生涯学習課長 山本昇司 青少年センター所長 永井寿幸
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	0 人
議題又は協議事項	協議 1 警察対応(被害届提出等)をすべき事案は何か 協議 2 学校内で指導を行う事案で、指導の基準を明確にすべき内容は何か 協議 3 指導の基準をどの時期にどのような方法で児童生徒・保護者に周知すべきか 協議 4 市教育委員会による出席停止措置について周知すべきか 協議 5 子どもたちの規範意識の醸成のために地域・家庭においてできることは何か
会議の記録 (概要)	
発言者	発言内容等
部会長	青少年団体活動育成部会  それでは部会での協議を行います。協議 1 から協議 5 までありますが、時間の都合上、全ての協議ができないことも想定されますので、優先順位を決めています。まず協議 1・2・4 を行い、時間があれば残りの協議を行いますのでよろしくお願ひします。また、先ほど幹事からの報告がりましたが、この協議は学校内での事案につ

<p>幹事</p>	<p>いて協議いただくこととなっていますので、学校の状況を知っていただきたいと思いますので、状況の報告をお願いします。</p> <p>本校では、少し前の学年からしんどい状況が続いています。状況は指導不服従で授業を受けない、授業を受けるように注意すると暴言を吐くような状況でした。しかしながら、警察に被害届を出す事案があり、そのことを起こした生徒も親もすごく反省をし、結果、被害届を取り下げることがありました。こちらの考えですが、結局、「ことが起きると親がしっかりと動く、どれだけ動くかで、子どもが変わることができる。」ということが、この度の事案で思いました。いい加減な対応をしていれば、子どもは変わってなかったと思います。この生徒はほんとはよくなりました。他には対教師暴力もありました。対教師暴力というと殴りかかってくるようなことを思われるかもですが、現在は生徒も先生も手は出しません。先生が強く出ていかないので、生徒もかかってくることはありませんが、先生を突いたり、足で軽く蹴ったり、ということがあります。これも対教師暴力ということで、保護者を呼び出し注意しています。生徒間暴力もあります。昔で言う喧嘩ですが、胸ぐらをつかむぐらいなら喧嘩ですが、手を出してしまうと生徒間暴力になり、保護者を呼び出し注意します。これも年間5件ほどはあります。昔は喧嘩で処理をしていたようなことを生徒間暴力や対教師暴力として処理し、保護者を呼び出すなどして、これは中学校だから守られている、高校や社会に出ればこれでは済まさない、と伝えていきます。このことは親にも生徒にもわかってもらいたいことと思っています。万引きと喫煙については、今のところ聞いていません。特定の生徒で気になる子はいますが、落ち着いた学校になりつつあると思っています。</p>
<p>部会長</p>	<p>校則についての規範意識についてはどうでしょうか。</p>
<p>幹事</p>	<p>校則で服装や髪形についての規則はありますが、あまりにも厳しくしすぎると、他のところ波及してしまいますので、あまり厳しく対応していません。髪型を例に言いますとツーブロックはいけないのですが、どこまでが</p>

いけないのかははっきりは言えません。茶髪やパーマ、モヒカン等の髪型は注意できますが。今年もありましたが、注意すると親が、子の髪型のどこがいけないのか、と親が学校に言いに来ました。とある真面目な親から聞いたことで心に残っているのですが、「流行りのことをすると校則でだめだという、だから生徒がこうなるんだ、先生も考え方を変えていかないとだめだ。」と言われました。髪型も流行りの髪型をされた場合、なぜいけないのかという明確は答えが無いので、はっきりとだめだと言えないのが現状です。あまりにも細かいことを言いすぎると生徒も反発します。また、親からも言われることがあります。校則にとらわれすぎて人間関係を悪くしないようにしよう、と先生間で話し合っています。

部会長

小学校の現状を少し話させていただきます。小学校ではあまり問題は起きないのですが、ごくまれに万引きがあります。ルールについては自転車に乗るときはヘルメットを被る、夕方6時には帰りましょうといった安全面でのルールがありますが、服装についてのルールはありません。親も小学生らしい服装頭髪で登校させています。このような中で、中学に進学し荒れる子が出てくるということは、中学校だけが悪いのではなく、小学生の段階で、その悪いところを押えることができず、中学に進学し、友人関係などの影響で出てくるのではないかと思います。この後、協議いただく中で、中学校の話が中心になるかもしれませんが、小学校でもこのようにしておけばよいのではないか、というようなお話もいただければと思います。それでは協議1から始めます。学校が警察に被害届を出すような場合はどのような時なのでしょう。

幹事

学校がといった話ではないのですが、金品のやり取り等で、恐喝的なことあった時に、学校でも対応をしますが、親が動くことがあります。本人ら同士の話で、学校が入っていけないことがあります。その話に学校が介入し間違っていた場合、その子の人権問題に発展しかねませんので。被害があったところで届けを出していただいた方が、学校としては助かります。

部会長	以前に、市内の中学校で被害届を出す事案がありました。それについてはどうお考えでしょうか。
委員	結果的に手が出てしまっているのであれば、被害届は出すべきだと思います。出すことによって今後の抑止力にもなりますし、本人は事の重大さに気が付くと思います。生徒のため、先生のため、学校のためにもその方がいいと思います。
委員	よほどのことが無い限り、届を出すことはないと思いますが、怪我をする、身に危険を感じる、その場合は躊躇なく警察に届を出された方がいいと思います。私の住んでいる地区では、ほとんどそのような事案は聞きません。小さい地区ですので、地域の方が親もお子どもよく知っています。親と子、親同士の仲間意識と言いますか、繋がりがあり、いいことだと思っています。
委員	警察の対応となると、暴力や怪我、身に危険を感じるようなことがあると仕方ないことかと思えます。私の住んでいる地区でも、そのような話は聞いたことが無いのですが、市内でもいろいろなことが起きているのだと認識しました。
幹事	最近では規範意識という言葉があまり聞かなくなったと思います。規範意識のことを考えると、よく聞かれるのが、「今の若い者は。今の子どもは。」などとよく言われます。しかし、それを言う大人に規範意識があるのか。また、自分たちが大人としての規範を示しているのかと思えます。学校の教師、我々、保護者とすべての大人が、規範意識を高めていかなければなりません。子どもは大人を見ているので、子どもは大人がやっているから、親がやっているから構わないと思うので、その辺りの意識が薄れてきているのではないかと感じています。協議事項の警察への被害届というのは、学校内での危機管理マニュアルでどのようになっているのか、知りたいところではあります。事案ごとに警察や学校、教育委員会とあると思います。身の危険を感じるようなことや、犯罪に関係するようなことについては被害届が必要なのかと思えます。

部会長	いじめ対応マニュアルや外部侵入者に対するマニュアルはありますが、幹事が言われたようなマニュアルはありません。
幹事	30年弱教師をしていますが、警察に通報することは正直、嫌という思いが非常に強いです。少々のことなら我慢します。対教師暴力では被害にあった教師は被害届は出しにくいのです。それは学校として判断することになります。
委員	現に事件が起きて警察官が来た時の生徒の様子はどのようなものなのでしょうか。
幹事	長いこと教師をしていますが、学校に警察官がやって来たことは見たことがありません。10数年前に市内の中学校でバットを持って暴れた生徒がいて、警察が来たようですが、ここまでのことが起きると警察が来るでしょうが。
委員	生徒も警察が来るとは思っていないのでしょうか。実際に警察が来て我に返るような感じなのでしょうか。
幹事	子ども自身がそのような意識を持っているのか。学校の先生に怒られることはわかっているけど、警察に通報されるとまでは思っていないのでしょうか。一つの事例があり、子どもたちが考える機会があってはいけないのですが、あるのもよいのではないのでしょうか。よほどのことがないと、警察には通報できませんが。
幹事	年齢が高い先生は、警察対応はとんでもない、学校で何とかする、といった方がおられました。
部会長	今回、被害届を出した学校の場合、復帰後の生徒の人間性がすごく変わっていたし、保護者も学校の対応に感謝していたと聞いています。その学校の校長も生徒を警察に通報してしまったと、悩まれていましたが結果は違ったものになっています。
委員	私が学生時代、同級生数人が飲酒で停学になりました

<p>幹事</p>	<p>た。その時の学生は社会人になっても、いい大人にはなっていません。停学から復帰した後はいい生徒にはなっていましたが。中学校では停学などの処分はあるのですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>中学校ではありませんが、問題を起こせば保護者が来て連れて帰ってもらうことはあります。</p>
<p>部会長</p>	<p>協議4で話をさせていただこうと思っていたのですが、学校保健安全法と学校教育法があり、インフルエンザでの出席停止は学校保健安全法での対応になっています。学校教育法では他の生徒に危害を加える、また、授業妨害等の場合、教育委員会から保護者に説明をして、一定期間停学にすることが制度としてはあります。協議2について、先ほど幹事から話があった対応マニュアルについてですが、その基準についてはいかがでしょうか。</p>
<p>幹事</p>	<p>普段、迷惑をかけていない子が、いきなり手を出してくることがあります。普段から指導不服従で言うことを聞かないような子が手を出してくるのは、また違うのではないかと思います。単に手を出せば警察という対応は厳しいのではないかと思います。</p>
<p>幹事</p>	<p>「携帯電話を持ってくるのはいけない。」ということは簡単にできるのですが、「ここまでやるとこうなる。」というようなことは難しいです。</p>
<p>幹事</p>	<p>生徒間暴力で体育大会の練習中に、顔面を蹴り飛ばした子がいました。この子は普段から暴力を振るう生徒だったのですが、この時は被害者の生徒の親は被害届を出しませんでした。加害者の保護者は、「すいませんでした。」の一言と、「被害者の親は許してくれていますか。」と学校に問い合わせてきました。被害者の親は、「許さない。」と言っていました。そうすると、「なぜ許してくれないのか」と、被害者の親を悪くいつてくる。ということがありました。結局、中学生の間、何もないうまま終わってしまいました。その後、高校で暴力事件を起こし逮捕され、退学となりました。この話を聞</p>

部会長	<p>き、中学時代にきっちりに対応しておけばよかったと後悔しました。このような事案がありました。</p> <p>携帯電話の持ち込みのように、校則レベルで規制できることと、暴力に対する基準を明確にすることは不可能に近いのではないのでしょうか。成人がことを起こした場合でも裁判が行われますので。</p>
委員	<p>その子のためにも徹底的に叱り、怒られるということを実感付けてやることも大事かもです。</p>
委員	<p>中学校で解決してもらっていけば、高校で問題が起きることは少なくなるのではないのでしょうか。こうなると、中学校の先生は責任重大ですが。</p>
委員	<p>小学校で授業中に先生の悪口などを言うなどして、授業を妨害する子がいると聞いたことがあります。その子が、中学生になっているので、早めに対処をしていただきたいのですが。放っておいて手が付けられないようになれば、取り返しがつきませんので。保護者も呼び出されているようですが、効き目がないようです。この地区の中学校は一クラスですので、小学校から何年も同じクラスでやっていかなければいけないので、悪い子がいれば、ずっと一緒にいなければならない。何とかいい案があればよいのですが。</p>
部会長	<p>残り時間が少なくなってきたので、協議4をお願いします。出席停止処置についての説明は、先ほど簡単にですがさせていただきました。おそらく保護者はこのような措置があることは伝わっていません。近々でこの処分を受けた子はいますか。</p>
幹事	<p>一人いますが、よく周知がされていなかったもので、保護者から、「そのような制度は知らない。なぜ、急にそのようなことになるのか。」という、ご意見があり反省しているところです。しかし、その後、逮捕となりましたので、出席停止の効力はなくなりました。しかし、これまで出席停止を出す基準がありませんでしたので対応に苦慮しました。</p>

部会長	協議4では、「このようなことをすれば出席停止になります。」といったことを保護者に対して周知をしておいて方がよいのか、ということですが、これについてはどのようにお考えですか。
幹事	今回の出席停止は学校教育法での基準に基づいて出された処分なのですか。
幹事	もちろん、生徒指導上での出席停止でした。10年程前から、保護者に対して周知をするように、と通達が出ているので、それをどのように保護者に伝えればよいかご意見を伺いたいと思っています。
幹事	これを使ったという事例はほぼないと思います。他府県では何件か聞いたことはありますが。これについても出しにくいと聞いたことがあります。
委員	保護者に対する周知はしておいて方がよいと思います。校則でも文書化してありますので、しないよりした方がよいと思います。周知する機会はあるのでしょうか。
部会長	機会があります。
委員	保護者からすると、義務教育なのでそのようなことはないだろうと思われているかもですので、ありうるという程度でもよいかと思います。
委員	出席停止は出席停止なんですね。欠席とは違うのですね。
委員	出席停止は出席停止で、記録としても残ります。
部会長	ありがとうございます。そろそろ時間となりました。様々な話を出していただいた中で、協議5の規範意識についても話がありましたので、これにて終了いたします。
問合せ先	西脇市青少年センター

